

令和3年改正対応表

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、令和3年の民法改正に対応させるため、極テキスト（択一過去問編）の一部改訂を行いましたので、以下の記述に基づき当該テキストをご使用頂きますようお願い致します。

【民法Ⅱ】

頁数	問題番号	誤	正
209	41-47 2行目	隣地の使用を請求することができる	隣地を使用することができる
	41-48 2行目		
	41-49	隣人の承諾がなくても、隣人の住家	隣りの住家の居住者の承諾がなくても、隣の住家
210	41-43 右記のと おり変更	土地の所有者は、隣地の竹木の 枝 が境界線を越えるときは、その 竹木の所有者 に切除させることができる（切除請求権—233 I）。令和3年改正により、一定の場合に限り、 土地の所有者 は、その枝を切り取ることができる（切除権—Ⅲ）とされたが、常に認められるわけではないため、×となる。	
	41-44 右記のと おり変更		
	41-47	土地の所有者は、①境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕のため、②境界標の調査又は境界に関する測量のため、又は③第233条第3項の規定による枝の切取りのために、必要な範囲内で、隣地を使用することができる（209 I）。	
	41-48		
210	41-48 右記のと おり変更	土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地を使用することができる（209 I ①）。	
210	41-49 右記のと おり変更	土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、 隣地 を使用することができる（209 I ①）。ただし、隣りの住家の居住者の 承諾 がなければ、その 住家 に立ち入ることはできない（209 I ただし書）。	
231	43-24	不動産に変更	不動産に変更（軽微な変更を除く）
232	43-24	変更行為	変更行為（軽微な変更を除く）
	43-25 右記のと おり変更	変更行為（軽微な変更を除く）には、 全員の同意 が必要である。「変更」には、売却等の法律的処分が含まれると解されている（内田等）。また、「変更」にはあたらぬものの、共有物の売却等は他人の持分権の処分を伴うため、当然に全員の同意を要するとする見解もある（我妻等）。よっ	

		て、持分の過半数を有する共有者の賛成では足りない。	
	43-27 右記のと おり変更	共有者の一部の者が共有物を使用している場合、この占有が共有者間における決定に基づくものか否かを問わず、他の共有者は、 当然に引渡を請求できるわけではない 。各共有者の持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項として 決定をしなければならない 。なお、当該決定をする際に、共有者のうち持分の価格の過半数を有する者の 決定 は、他の少数持分権者との 協議 なしに行えるか否かは見解が分れている。いずれにせよ、共有物の管理に関する事項としての決定なしに当然に引渡しを請求できるわけではないため、×とする。	
	43-28 右記のと おり変更		
234	43-29 右記のと おり変更	共有物の利用方法を定めることなく、共有者の一部の者が共有物を使用している場合、他の共有者は、 当然に引渡を請求できるわけではない 。各共有者の持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項として 決定をしなければならない 。なお、当該決定をする際に、共有者のうち持分の価格の過半数を有する者の決定があれば、他の少数持分権者との協議が必要か否かは見解が分れているが、共有物の管理に関する事項としての 決定なしに当然に引渡しを請求できるわけではない ため、×とする。	
	43-33 右記のと おり変更		
	43-34 右記のと おり変更		
252	44-39 右記のと おり変更		
234	43-30 右記のと おり変更	共有物の利用方法を定めることなく、共有者の一部の者が共有物を使用している場合、他の共有者は、 当然に引渡を請求できるわけではない 。各共有者の持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項として 決定をしなければならない 。これは、一部の共有者から共有地の占有使用を承認された第三者に対しても同様である。	
	43-32 右記のと おり変更		
	43-31 右記のと おり変更	共有物の利用方法を定めることなく、共有者の一部の者が共有物を使用している場合、他の共有者は、 当然に引渡を請求できるわけではない 。各共有者の持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項として 決定をしなければならない 。これは、一部の共有者から共有地について賃借権の設定を受けた第三者に対しても同様である。	
	43-35 6行目	これを損害金として請求するこ とはできない。	その償還を請求することはできな い。
	43-35 右記のと おり変更	共有物を使用する共有者は、 別段の合意 がある場合を除き、他の共有者に対し、 自己の持分を超える使用の対価を償還する義務 を負う(249Ⅱ)。したがって、BはAに対し、甲土地の地代相当額のうち自己の持分割合に応じた額について、その償還を請求することができる。	
244	44-18 右記のと おり変更	協議による分割 では、 分割方法に制限はなく 、現物分割、売却した上での代金分割、価格賠償等がある。一方、 裁判による分割 では、原則的方法として、 現物分割 と 賠償分割 があり、両者の間には先後・優劣	

		の関係はない (258Ⅱ)。現物分割も賠償分割もできないとき、又は分割によって共有物の価格を著しく減少させるおそれがあるときは、 競売による代金分割 が行われる (258Ⅲ)。
	44-19 右記のと おり変更	共有物の分割について共有者間に 協議が調わない とき、又は 協議をすることができない ときは、その分割を裁判所に請求することができる (258Ⅰ)。裁判による分割では、原則的方法として、 現物分割 と 賠償分割 があり、両者の間には先後・優劣の関係はない (258Ⅱ)。現物分割も賠償分割もできないとき、又は分割によって共有物の価格を著しく減少させるおそれがあるときは、 競売による代金分割 が行われる (258Ⅲ)。
252	44-38 解説追加	なお、令和3年改正により、 相続開始から10年を経過した ときは、遺産共有持分について遺産分割の請求 (調停又は審判の請求) があり、かつ、相続人が258条による分割をすることに異議の申出をしていないときに限り、 遺産共有持分の解消も含めて、共有物分割の手続で一元的に共有関係が解消できる こととなった (258の2Ⅱ)。

【民法V】

頁数	問題番号	誤	正
188	121-12 解説追加	その期間は 5年以内 で、終期は、 相続開始の時から10年を超えることができない (908)。	
190	121-13		
221	124-1 5行目	相続財産管理人	相続財産清算人
222	124-1 3行目 124-2 5行目		
223	124-4 2行目	相続財産の管理人	相続財産の清算人
	124-5 1行目		
	124-6 3行目		
224	124-4 4行目 124-5 3行目 124-6 2行目 5行目 124-8 3行目		

	124-6 4 行目	(958 の 2)	(958)
	124-8 5 行目		